



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2019年8月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

遺産の預貯金払い出し可能に

◆7月から上限 150 万円引出可能

亡くなられた方の相続預貯金を遺産分割前でも引き出せる払戻制度が、7月から始まりました。

以前は、故人（被相続人）の口座は、銀行が死去を知った時点で凍結され、お金をおろすには、預貯金などの遺産分割協議書を遺族間で終えてから、必要書類を出すのが原則でした。協議が長引くと遺族が生活費や葬儀費用の支払いなどに使えず、困る遺族もみえました。

約 40 年ぶりの相続法見直しで、150 万円を上限に使い道を問わずにお金を引き出せることとなりました。

◆本制度にて

金額は相続時の預金額 × 1/3 × 法定相続人の取り分の割合が引き出せるとのこと。※上限は 150 万円

残された親族にとってはとても助かります。ぜひ活用していただければと思います。

(山本 記)

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日： 8月13日（火）～8月15日（木）

